

### 3 森林環境税の創設

#### (1) 全ての県民で支える森林づくり

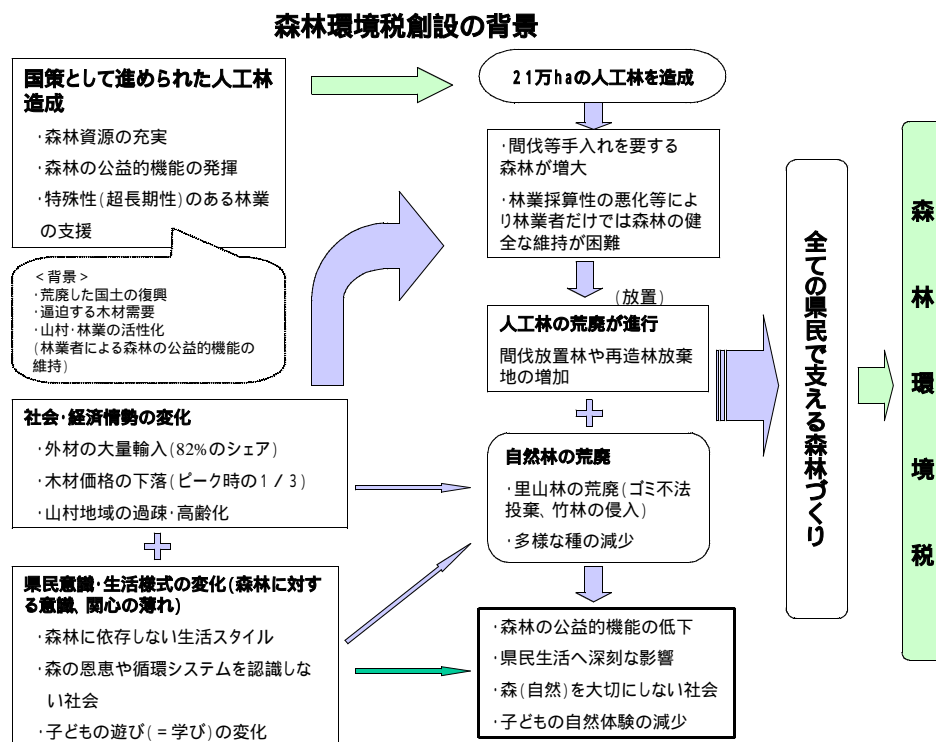
森林を林業者だけで支えられなくなった今、森林の持つ課題は県民共通の課題であることから、新たな手法として森林づくりに県民の参加を求めることが必要である。

近年、森林ボランティア活動や地域の緑化活動等を支援する緑の募金は一定の広がりを見せているものの、森林を身近なものに感じることの少ない生活様式への変化などにより、森林に関する県民の意識、関心は希薄になっている。

このため、県民が森林の機能及び大切さを十分に理解し、森林は県民共通の大切な財産であるという認識に立ち、全ての県民が恩恵を受けている森林を県民中心、県民参画の理念のもと、県民全体で支える社会システムを構築する必要がある。

一方、県では、厳しい財政事情の中で、行財政改革により事業の見直しや経費の節減に取り組みながら、森林・林業施策を展開しているところであるが、新たな施策展開のための財源確保は極めて難しい状況となっている。

このようなことから、森林保全のための既存施策を着実に進める一方で、新たな森林づくりを行うための財源を確保するとともに、森林に関する意識醸成を図るため、県民が等しく森林づくりを支援する仕組みとして森林環境税の創設が有効である。



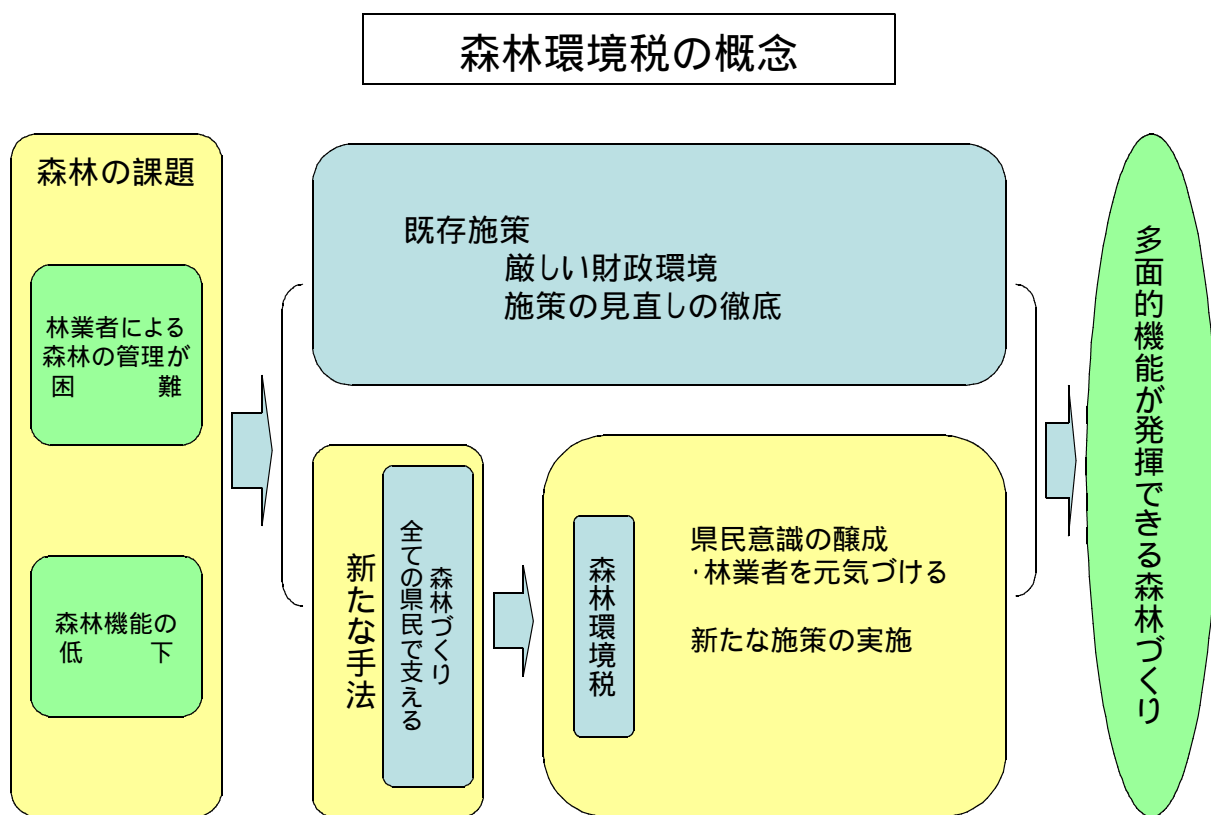
## (2) 森林環境税の政策効果

森林環境税の導入により、以下のとおりその政策効果が期待される。

県民が森林づくりのための税を負担することにより、森林の役割やその重要性についての理解が深まるとともに、そのことが山村で働く林業者を激励し、元気づける。

森林に対する県民の理解の向上をはじめ、従来の施策の中で実行できなかった多様な森林づくりなど新たな施策を実行することが可能になる。

地方が独自の税を創設し、森林の保全に関する政策課題を解決しようとする新たな取り組みは、地方分権の推進につながる。



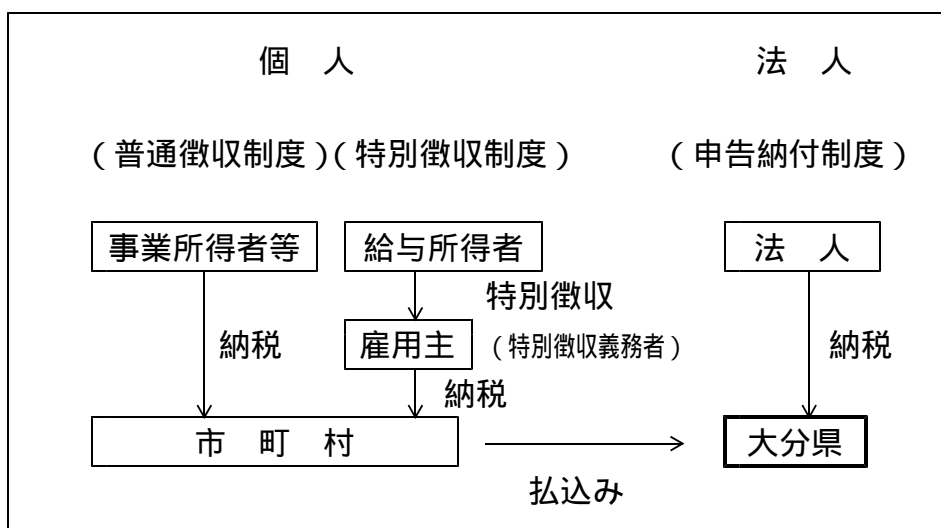
## 4 税制

### (1) 望ましい税制 (県民税均等割超過課税方式)

税制については、簡素、公平の観点から、県民税の超過課税方式が優れている。個人と法人の双方に負担を求めることとし、個々人の負担が過重となることがないように、薄く広く負担していただくため、県民税の中でも均等割について超過課税することが望ましい。

納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に住所を有する個人</li> <li>・県内に事務所事業所を有する法人等</li> </ul>
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人 市町村への賦課徴収委任</li> <li>・法人 申告納付</li> </ul>

#### 概要図



## (2) 税制の検討

森林環境税の税制としては、受益と負担のあり方から、次の3方式の税制について検討を行った。

### 水道水上乗せ課税方式（法定外目的税）

納税義務者	水道水利用者
課税客体	水道水の利用
徴収方法	水道事業者による特別徴収

水保全のための目的税として徴収されるため、税負担と水保全の重要性の関係が理解されやすい点では優れているが、水道の市町村別の普及状況は、完全普及している市町村から水道未設置の市町村まで地域的偏在が大きいこと、井戸水利用者と水道水利用者との不公平が生じること、水道事業者（市町村）を特別徴収義務者とすることで、水道事業者に電算システムの変更等新たな事務負担が生じる。

### 県民税超過課税方式（法定普通税）

納税義務者	・ 県内に住所を有する個人 ・ 県内に事務所事業所を有する法人等
徴収方法	・ 個人 市町村への賦課徴収委任 ・ 法人 申告納付

この方式は普通税であり、その税収は一般財源となることから、森林保全のための政策税制としての位置づけがあいまいであるが、薄く広く県民に負担を求めていくことで公平性が保たれること、既存の税制を活用することで徴税コストを低く押さえられること、低所得者への配慮が制度的に組み入れられていることなどで優れている。

### 県民税同時課税方式（法定外目的税）

納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に住所を有する個人</li> <li>・ 県内に事務所事業所を有する法人等</li> </ul>
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人 市町村への賦課徴収委任</li> <li>・ 法人 申告納付</li> </ul>

目的税とすることで、森林保全の政策税制という位置づけが明確になる点で優れているが、雇用主にとっては、新たに給与所得からの特別徴収事務が発生する。市町村にとっても、県民税同様の事務負担が新たに加わることになり、制度を導入するにあたっては、市町村の同意が必要である。

### （ 3 ） 税率

#### 個人

年額 500円を加算 （ 現行均等割額 年額 1,000 円 ）

#### 法人

年額 5 % を加算 1,000円 ~ 40,000円

資本等の金額の区分	5 % 加算額	現行均等割額( 年額 )
5 0 億円超	40,000 円	800,000 円
1 0 億円超 5 0 億円以下	27,000 円	540,000 円
1 億円超 1 0 億円以下	6,500 円	130,000 円
1 千万円超 1 億円以下	2,500 円	50,000 円
1 千万円以下	1,000 円	20,000 円

### （ 参考 ） 税収見込み

約 2 . 9 億円

## 5 税収の使途

森林環境税は、県民中心、県民参画の理念のもと、新たな手法で森林整備を進め、多面的機能が発揮できる森林づくりを進めるものである。

このため、次の「(1) 使途の考え方」に沿って、森林に関する県民意識の醸成と多様な森林づくりを進める施策を柱として取り組むことが必要である。

### (1) 使途の考え方

森林環境税によって進める施策は、既存施策が国や県による行政主導型であるのに対し、地域で考え地域で実践するなど県民主導で進める必要がある。

森林づくりや森林の活用のあり方は地域によって異なることから、地域の独自性を尊重し、個性豊かな取り組みを支援するものであることが必要である。

既存の補助事業の対象とならない将来に夢を託せる実験的・研究的な活動を支援する必要がある。

税の使途や成果等について県民に公開するなど、透明性を確保する必要がある。

### (2) 具体的な使途

具体的な使途として、次のような施策が考えられる。

#### 県民意識の醸成

森林の重要性について県民の理解を深め、関心を高める。

県民総参加の森林づくり運動の推進

県民の森林づくりへの参加を促進するため、森づくり大会やシンポジウム等を開催する。

森林に関する情報発信・PR

森林の実態やその管理の重要性について、インターネットやテレビ、新聞等を通じ、様々な情報を発信し、普及啓発を図る。

ボランティア活動の支援

NPO法人などのボランティア団体や企業などが行う森林ボランティア活動を支援する。

#### 環境を守り、災害を防ぐ森林づくり

管理を放棄された荒廃森林や里山の整備を図る。

公益上重要な間伐放置林の強度間伐による混交林への誘導

水源上流、公道沿線など公益上重要な地域における管理放棄森林において、強度間伐を実施し、広葉樹等の自然植生の導入を図り、針広混交林(自然林に近いもの)に誘導する。

災害が懸念される再造林放棄地の整備

再造林放棄地のうち放置すると災害の発生等により地域住民や下流域等に重大な影響が及ぶと懸念される伐採跡地について、植栽や播種、施肥等によって早期に森林の回復を図る。

里山林の整備（竹林の除去等）

里山地域における森林の健全な維持と生活環境の改善を図るため、竹林除去等を行う。

新たな育林技術等の研究

針広混交林の造成技術、伐採跡地の早期森林化技術、高性能機械による伐採に伴う林地荒廃防止技術など地域にあった新たな森林づくりの方法について研究、実地試験等を推進する。

### **持続的経営が可能な森林づくり**

林業生産活動の活性化を図ることにより森林づくりを進める。

県産材の需要拡大のための研究やPR

県産材の需要を拡大するため、新たな用途開発や試験研究を支援するとともに、県産材や木造住宅の良さのPR活動等を行う。

また、大分版の森林認証制度について検討を深める。

林家への管理意識の喚起

管理を放棄している不在村森林所有者等に対し、間伐等の適正な管理実施を働きかける。

担い手（後継者）の育成

新規参入者（林業後継者を含む）に対し、林業への就業定着を図るための資金援助を行う。

また、製炭、伐木等森林に関する優れた技術や技能を持った「森の達人」を顕彰し、その技術を保存・伝承するための技能講習会等を行う。

### **遊び、学ぶ森林づくり**

次代の森づくりを担う子どもたちが森林や自然を理解し、森林とふれあい、自然を体験する機会・環境を身近に整備する。

子どもが遊び、学べる身近な森林整備

子どもたちが気軽に森林に入り、植物や昆虫、野鳥など様々な自然にふれ、遊びや学習が出来るよう、身近な森林の整備を行う。

子どもの野外体験活動の推進

子どもたちを対象にした野外体験活動を開催し、子どもたちが自然や森林、或いはその楽しみ方を理解する森林環境教育の場（森林・自然体験ツアー、野外授業等）を設定する。

## **（３）基金の造成**

税収使途の透明性を確保するため、税収を「基金」として管理し、その運用に関する情報等を開示する必要がある。

## 森林環境税の使途

### 県民意識の醸成

県民総参加の森林づくり運動の推進  
森林に関する情報発信・PR  
ボランティア活動の支援

### 環境を守り、災害を防ぐ森林づくり

公益上重要な間伐放置林の強度間伐による混交林への誘導  
災害が懸念される再造林放棄地の整備  
里山林の整備(竹林の除去など)  
新たな育林技術等の研究

### 持続的経営が可能な森林づくり

県産材の需要拡大のための研究やPR  
林家への管理意識の喚起  
・管理を放棄している不在村所有者等に対し、適正管理を働きかける。  
担い手(後継者)の育成  
・新規参入者への支援  
・技術・技能の顕彰・伝承

### 遊び、学ぶ森林づくり

子どもが遊び、学べる身近な森林の整備  
子どもの野外体験活動の推進  
自然体験ツアー、野外授業など



## 6 導入にあたっての課題

- (1) 森林環境税の導入は、県民や事業者に新たな負担を求めることとなるので、導入にあたっては、県民の理解が得られるよう、十分な広報を行い、県民との意見交換を行う必要がある。
- (2) 県民中心、県民参画の理念のもと、その施策の実行にあたっては、広く県民の意見を聞き、多くの県民が参加する仕組みが必要である。

## 7 制度の見直し

導入後の社会経済情勢、本県の財政状況や森林整備の状況などを勘案し、一定期間の経過後に検証を行った上で、制度の見直しを行うこととする。

## 付 属 資 料

## 大分県森林環境税制懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 水源かん養、土砂の流出防止及び地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能を維持するための森林整備の財源を確保するとともに、森林に関する県民意識の醸成を図るために、森林環境税についてその政策効果や導入するにあたっての課題等を専門的かつ幅広い観点から検討するため、大分県森林環境税制懇話会(以下、「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 税制の政策効果に関すること
- (2) 税収の使途に関すること
- (3) 税制の在り方に関すること
- (4) その他必要な事項

### (委員)

第3条 懇話会の委員は、税財政及び森林政策、環境政策に関して優れた識見を有する者、林業者及び経済団体関係者並びに消費者等のうちから知事が選任する。

2 委員の数は、10人とする。

3 委員の任期は、施行の日から平成16年10月31日までとする。

### (座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇話会を代表して、会務を総理する。

4 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (懇話会)

第5条 懇話会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 懇話会の事務局は、総務部税務課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

## 森林環境税制懇話会委員

座長	九州大学名誉教授	堺	正 紘
座長代理	大分大学教育福祉科学部教授	川野	田 實 夫
	中津市長	新 貝	正 勝
	中津江村長	坂 本	休
	三和酒類株式会社 代表取締役会長	西	太 一 郎
	大分県商工会議所女性会連合会会長	今 川	敦 子
	生活協同組合 コープおおいた 理事長	瓜 生 田	は る み
	大分県林業研究グループ連合会会長	後 藤	重 也
	大分県漁業協同組合 女性部長	真 鍋	八 マ 子
	森と海の共生ネットワーク理事長	平 川	潔

## 森林環境税制懇話会開催状況

開催回	開催日	内 容
第 1 回	平成 1 6 年 5 月 1 2 日 ( 水 )	委員委嘱 状況説明 ・ 本県の森林の現状と森林施策の概要 ・ 税制の研究報告
現地視察	6 月 6 日 ( 日 )	森林の実態  視察地 下毛郡山国町
第 2 回	7 月 6 日 ( 火 )	検討 ・ 森林林業施策の現状 ・ 税収の使途 意見聴取
第 3 回	8 月 2 日 ( 月 )	検討 ・ 税制の政策効果 ・ 税収の使途 ・ 税制
第 4 回	9 月 6 日 ( 月 )	検討 ・ 税制の政策効果 ・ 税収の使途 ・ 税の仕組み
第 5 回	10 月 13 日 ( 水 )	意見報告書(案)の検討

森林整備関連施策の推移

区分	荒廃森林復旧の時代	森林生産力増強の時代	木材生産力と公益的機能の調和の時代	資源の整備充実と森林の総合利用の時代	人と森林との共生の時代
昭和 森林整備関連施策の動き	21 造林事業の公共事業への組入れ 24 水源林造成事業（県行事業） 25 第1回全国植樹祭 国土緑化事業の推進 25 造林臨時措置法（要造林地の指定） 26 森林法改正（森林計画制度の導入） 28 農林漁業金融公庫の設立 29 保安林整備臨時措置法 29 造林査定係数制度の採用	31 森林開発公団設立（奥地林道開設と天然林の開発） 33 分収造林特別措置法制定 34 林業（造林公社）の設立 39 林業基本法の制定 41 森林資源に関する基本計画 42 団地造林事業開始（拡大造林の推進） 43 森林施業計画制度	48 天然林改良の充実 48～49 下刈・除間伐の補助対象化（保安林） 52 第1回全国育樹祭の開催・大分開催 54 森林総合整備事業の開始 56 森林災害復旧事業の創設 56 間伐促進総合対策事業 58 森林整備計画制度の創設	58 分収育林制度の創設 59 複層林造成パイロット・広葉樹林整備事業（非皆伐施業推進） 63 保健文化・生活環境保全等環境林整備の推進 H元 長伐期高度機能林整備事業・集落周辺森林整備事業 H5 公的分収林整備推進事業（管理遅れ森林） H7 流域森林総合整備事業／流域総合間伐実施事業 H7 保全松林緊急整備事業 H8 林業労働力の確保の促進法	H12 緊急間伐5カ年計画の実施 H13 森林・林業基本法制定
昭和 時代背景・データ・県内関連事案	22 キャサリン台風被害（乱伐が原因） 23 造林未済地120万ha 24 経済復興5カ年計画 29 造林面積38万ha 29（大分県造林面積ピーク13千ha） 29 北海道に洞爺丸台風Ⅱ 風倒木3万ha	31 戦後の過伐による造林未済地解消 33 全国植樹祭・大分県開催 36 造林面積42万ha 36 木材の輸入自由化 37 大分県林業研究グループ設立 39 東京オリンピック開催 45 日本万国博覧会EXPO70開催 45 大分県造林公社設立	46 環境庁設置 46 松くい虫被害拡大始まる 48 第一次オイルショック（狂乱物価） 53 森林組合法公布 54 造林面積13万ha 55～56 東北北陸地方に降雪災害Ⅱ 741億円	60 国際森林年 60 林野庁「水源税」創設を提案 61 人工林1000万haの時代 62 森林河川整備基金造成 H2 阿蘇・竹田水害（流木被害） H3 台風19号で風倒木被害（県内2万ha） H3 本格的機械化に着手 H3 大分県森林整備センター設立	H9 地球温暖化防止京都会議 H11 日中緑化交流基金 H11 緑資源公団（森林開発＋農用地開発） H12 全国植樹祭・大分県開催